平成２６年（フ）第１５５０号
札幌市白石区本通17丁目北10番13号　ドゥエルM―203号
債務者　工藤　利和
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７１４号
北海道千歳市稲穂２丁目11番５号　シオンハイツＤ号
債務者　長谷川陽師志
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
北海道滝川市栄町１丁目12番20号
債務者　岡部　時子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
北海道滝川市栄町１丁目12番20号
債務者　遊佐　静江
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
北海道芦別市上芦別町105番地
債務者　小笠原繁法
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
岩手県一関市大東町摺沢字沼田68番地２、旧住所岩手県一関市大東町摺沢字但馬崎15番地１
債務者　永澤　幸枝
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２８０号
岩手県久慈市長内町第27地割17番地１　パークタウン８号
債務者　鹿糠　仁志
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２８号
岩手県釜石市大町２丁目１番18号
債務者　藤田　和子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
岩手県奥州市水沢区字川端96番地１　川端住宅５号棟２―３号
債務者　粟野　富子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第６２９号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目22番９号　仙南アパート208
債務者　鈴木　純
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２００号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目21番23号ベルアンジュＢ―102、前住所千葉県柏市根戸397番地１リバーフィールド柏Ｂ―102号
債務者　櫻井　舞（旧姓岩垣）
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１００９号
埼玉県白岡市白岡1095番地　第１細井ハイツ203
債務者　小林　光雄
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１６号
埼玉県川口市前川１丁目４番８号　ベルハウス１、住民票上の住所埼玉県川口市栄町１丁目３番４号
債務者　横山　浩一
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１７号
埼玉県川口市前川１丁目４番８号　ベルハウス１、住民票上の住所埼玉県川口市栄町１丁目３番４号
債務者　横山　裕子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１８号
埼玉県川口市大字安行領根岸2813番地の２　サンライフ根岸管理人室
債務者　藤崎　三記（旧姓國枝）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２３号
さいたま市西区大字水判土441番地26
債務者　河本　淳子（旧姓高重）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３７号
埼玉県川口市大字安行吉岡1355番地の28
債務者　佐々木真喜子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係